和歌山大学教学入試戦略推進本部規則

制　　定　令和　５年　６月２３日
法人和歌山大学規程　第２６４９号
最終改正　令和　６年　３月２６日

（趣旨）

第１条　この規則は、国立大学法人和歌山大学組織規則第１６条の２第２項の規定に基づき、和歌山大学教学入試戦略推進本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

（目的）

第２条　本部は、和歌山大学（以下「本学」という。）の教育、入学者選抜、学修の評価方法の改善及び教育の質の保証（以下「教学入試改善」という。）を行うことを目的とする。

（業務）

第３条　本部は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

（１）教学入試改善に関する基本方針に関すること。

（２）教学入試改善に関する点検・評価の方針に関すること。

（３）教学入試改善に関する全学的な調整に関すること。

（４）教学入試改善に関するFD・SDに関すること。

（５）その他本学における教学入試改善に関すること。

(組織)

第４条　本部は以下の室で構成する。

（１）戦略情報室

（２）教学マネジメント室

（３）アドミッション室

（本部長）

第５条　本部に、本部長を置き、教育担当の理事をもって充てる。

２　本部長は、本部を代表し、意思決定の最終責任者としてその運営にあたる。

（副本部長）

第６条　本部に、副本部長を置くことができる。

２　副本部長は本部長が指名する。

３　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

（本部会議）

第７条　本部に、前条に規定する業務に関する重要事項を審議する本部会議を置き、次の各号の者をもって構成する。

（１）本部長

（２）戦略情報室長

（３）教学マネジメント室長

（４）アドミッション室長

（５）企画課長

（６）学務課長

（７）入試課長

（８）その他本部長が必要と認めた者

２　本部会議に議長を置き、本部長をもって充てる。

３　本部会議は、過半数が出席しなければ、開くことができない。

４　本部会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（本部員）

第８条　本部に、本部員を置き、前条第１項第２号から第７号に掲げる者をもって充てる。

（事務）

第９条　本部及び本部会議の事務は、企画課、学務課及び入試課において処理する。

（雑則）

第１０条　この規則に定めるもののほか、本部について必要な事項は、学長が別に定める。

附　則

この規則は、令和５年７月１日から施行する。

附　則（令和６年３月２６日一部改正：法人和歌山大学規程第２７２１号）

この改正規程は、令和６年４月１日から施行する。